

甲選管告示第12号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所を次のとおり指定する。

令和7年7月3日

甲賀市選挙管理委員会
委員長 谷村 定義

水口期日前投票所 甲賀市役所別館
甲賀市水口町水口6053番地